柴田町総合型地域スポーツクラブ　規約

第１章　総　　則

（名称）

第１条　本クラブの名称は、「柴田町総合型地域スポーツクラブ」（以下「クラブ」という）と称する。

（事務局）

第２条　本クラブの事務局は、柴田町船岡東一丁目２番６５号　スポーツ振興課（船岡公民館内）に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本クラブは、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、柴田町民みんながスポーツを通じて健康で活力ある地域コミュニティの構築に寄与することを目的とする。

２　本クラブは、次の事項を行動目標とする。

(1)　文化的活動と融合した幅広いスポーツに挑戦する

(2)　「する、みる、支えるスポーツ」の実現を目指す

(3)　こどもから高齢者までの多様なニーズの充足に挑戦する

(4)　既存団体との連携・協力を図る

(5)　「みんなのスポーツの窓口」としての役割を担う

（事業）

第４条　本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　定期的な日常スポーツ・文化活動の事業

(2)　ニーズやレベル、多世代で各競技種目を楽しめる事業

(3)　競技専門性を高める事業

(4)　健康維持・増進を目的とした事業

(5)　「しばたスポーツの日」を定め、すべての町民が参加できる事業

(6)　地域住民のスポーツ活動に関する支援

(7)　その他クラブの目的達成のための必要な事業

（施設）
第５条　本クラブは原則として、町内の公共体育施設及び学校体育施設を利用するものとする。

第３章　会　　員

（種別）
第６条　本クラブの会員は、正会員、準会員をもって当クラブの構成員とする。
(1)　正会員　本クラブの目的に賛同して入会した個人及び団体で総会の議決権を有する者
(2)　準会員　本クラブの事業に参加する個人及び団体

（入会）
第７条　正会員の入会については、特に条件を定めない。
２　正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（正会員の期間）
第８条　正会員の期間は、入会した日からその年度の３月３１日までとする。

（会費及び参加料等）
第９条　会員は別に定める会費等を納入しなければならない。

（会費の不返還）
第１０条　既納の会費は、返還しない。ただし、参加費等については返還する場合がある。

（退会）
第１１条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（会員資格の喪失）
第１２条　会員の資格は、退会、死亡によって喪失する。

２　本クラブは、クラブの目的及び諸規定に反する会員に対し、運営委員会の決議を経て退会させることができる。その場合、書面による届け出を必要としない。

第４章　役員及び職員

（役員）

第１３条　本クラブに次の役員を置く。

⑴　会　長　　１名

⑵　副会長　　１名

⑶　運営委員　　１０名以内

⑷　監　事　　２名

（役員の選任及び任期）

第１４条　運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。

２　会長及び副会長は、運営委員の互選とする。

３　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

第１５条　会長は、本クラブを代表し、その業務を総理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　運営委員は運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、本クラブの業務を執行する。

４　監事は、会計を監査する。

（事務局及び職員）

第１６条　本クラブに、事務を処理するため事務局を置く。

⑴　事務局長　　１名

⑵　クラブマネジャー　　１名以上

⑶　事務局員　　１名以上

２　前項の事務局長、クラブマネジャー及び事務局員は、会長が任命し、事務局の事務を掌理する。

第５章　総　　会

（種別）

第１７条　本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

２　通常総会は、毎年１回開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　運営委員会が必要と認めたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（構成）

第１８条　総会は、１８歳以上の正会員の個人（１８歳未満の会員は保護者）、ファミリー会員（代表１名）及び法人会員（代表１名）をもって構成する。

（招集）

第１９条　総会は会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（会議）

第２０条　総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、出席会員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(1)　規約の制定及び改廃

(2)　事業計画及び報告

(3)　予算及び決算

(4)　役員の選任

(5)　その他、本クラブ運営に重要な事項

２　総会の議長には、会長があたる。

３　総会は、会員の３分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による場合も出席とみなす。

第６章　運営委員会

（構成）

第２１条　運営委員会は、会長、副会長、運営委員、クラブマネジャーをもって構成する。

（招集及び会議）

第２２条　運営委員会は、会長が招集し、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1)　総会に提出する事項

(2)　本クラブに必要な細則等の制定及び改廃

(3)　その他の事項

２　運営委員会の議長には、会長があたる。

３　運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第７章　専門部会

（種別及び構成）

第２３条　本クラブに次の専門部会を設置する。

(1)　総務・財務部会

(2)　広報部会

(3)　指導者部会

(4)　イベント・企画部会

２　部会は運営委員並びに会員の中から会長が委嘱した５名以内の部員をもって構成し、各部会には、部会長１名、副部会長１名を委員の中から互選する。

３　各部会は、事業を計画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。

４　部会には、必要に応じ学識経験者など会員以外を加えることができる。

第８章　会　　計

（資金）

第２４条　本クラブの資金は次に掲げるものとする。

(1)会費

(2)事業収入（参加費等）

(3)補助金

(4)寄付金及び協賛金

(5)その他の収入

（会計）

第２５条　本クラブの会計は事務局が行う。

（会計年度）
第２６条　本クラブの会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日に終了する。

（決算及び監査）
第２７条　本クラブの会計は、会計年度終了後決算して監査を受けなければならない。

第９章　事故の責任

（事故の責任）
第２８条　会員は、本クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
２　ジュニア（中学生以下）の会員が活動に参加する場合は、原則、保護者同伴とし、保護者の責任で行動するものとする。
３　会員は活動中に盗難、傷害等の事故が発生したとき、本クラブ並びに役員にあるもの及び指導者に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）
第２９条　本クラブの保険は、事業の参加費（運営費）より、スポーツ保険（スポーツ安全保険、レクリエーション保険など）に加入する。本クラブ活動中の傷害及び賠償については、スポーツ保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第１０章　雑　則

（細則）
第３０条　この規約の施行について必要な細則等は、運営委員会の決議により定める。

附則
１　この規約は、平成２７年３月２２日から施行する。
（経過措置）
１　クラブ発足当初の正会員の期間は、本規約第８条の規定にかかわらず平成２８年３月３１日までとする。
２　クラブ発足当初の役員の任期は、本規約第１４条の規定にかかわらず平成２９年３月３１日までとする。
３　クラブ発足当初の会計年度は、本規約第２６条の規定にかかわらず平成２７年３月２２日から平成２８年３月３１日までとする。